大会ならびに講習会開催に伴う審判、講師等の日当及び謝金に関する規定

(目的)

- 第1条 この規定は、新潟県カーリング協会(以下「本協会」という)が依頼した各種大会や各 講習会の、審判、アイスメーカー、講師等の対価として支払う日当及び謝金に関し必要 な事項を定めたものである。
 - 2 また、本協会員を上位団体からの依頼により各種大会に派遣した際、派遣先から日当及び謝金の支給が無い場合に、当協会が支払う日当及び謝金に関し必要な事項を定めたものである。
- 3. 新潟県カーリング協会の定例体験会および定例練習会における指導は除くものとする。 (日当及び謝金の区分)
- 第2条 日当及び謝金の区分は、各選手権大会における審判、アイスメーカー等に支払うものを 日当とし、各講習会の講師等の対価として支払うものを謝金とする。 日当及び謝金は本協会役員にも支給出来る。

(日当及び謝金の額)

- 第2条 本協会が支払う選手権大会等の日当及び謝金の額は別表1に定める額を上限とし、各種 大会や講習会それぞれの事業予算の範囲内で金額を調整することができる。
 - 2 本協会主催大会等で支払う日当の額は<u>別表2に定める額を上限とし</u>, それぞれの事業 予算の範囲内で金額を調整することができる。

(領収書の収受)

第4条 日当及び謝金を支払った場合、本協会は、受取者1名につき1枚ずつ領収書等を用意し、 領収したことが確認できるよう受取者の署名を受け、これを収受しなければならない。 (支払方法)

第5条 支払方法は、現金支給とする。

(変更)

第6条 この規定は、理事会の決議により変更することができる。

附 則 この規定は令和 年 月 日から施行する。

選手権大会ならびに講習会開催に伴う審判、講師等の日当及び謝金に関する規定 別表 1

種別		内容	上限金額
			(円)
謝	講師謝金	JCA カーリングスクール、各審判員講習会、各指	10,000
金		導員講習会、アイスメイクライセンス検定及び講	
		習会等の講師に対する謝金 1 日当たり	
	大会運営謝金	各選手権大会における運営業務に対する謝金 1	10,000
		日当たり	
	講習会運営謝金	JCA主催各講習会における運営業務に対する謝金	10,000
		1日当たり	
日	審判員日当	各選手権大会の審判員 1 日当たり	10,000
当	アイスメーカー日当	各選手権大会のアイスメーカー 1 日当たり	10,000
	タイマー日当	各選手権大会のタイマー 1 試合当たり	2,000

本協会主催大会ならびに体験会等開催に伴う日当に関する規定 別表 2

種別	内容	<u>上限金額</u> (円)
体験会講師日当	本協会主催体験会の講師 1時間当たり	2,000
大会運営日当	本協会主催OP大会の運営 4時間当たり	1,000
大会運営事務費	本協会主催OP大会の運営事務費 1日当たり	3,000